

取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

現状と課題

都内公立学校における平成 26 年度のいじめの認知件数は、全体で 8,397 件となっており、平成 24 年度以降、2 年連続減少している。この結果については、いじめが実際に減少したことによるものか、学校の取組姿勢が弱くなったことによるものか、多角的に検証することが必要である。

また、都内全公立学校に設置した「学校いじめ対策委員会」の機能強化を図るとともに、校内研修等を通して、全ての教職員が意識を高め、組織的な取組を確実に実践できるようにすることが不可欠である。

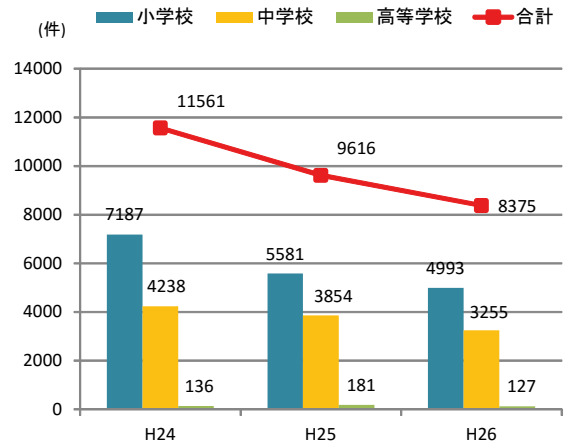
インターネットやSNS等によるトラブルの状況（抽出調査）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
自分の悪口や個人情報を書かれた	3.2%	8.9%	15.4%	8.9%
仲間外れにされた	2.6%	6.4%	11.9%	5.6%

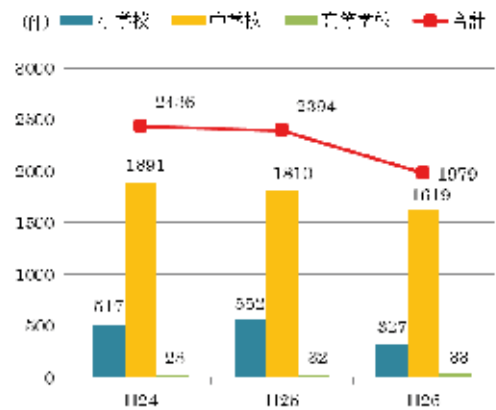
「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

平成 26 年(東京都教育委員会)

いじめ認知件数の推移



暴力行為発生件数推移



「児童・生徒の問題行動等の実態について」

(東京都教育委員会)より作成

いじめ発見のきっかけについては、認知件数全体に対して本人からの訴えで発見された割合は、約 20.9%、他の子供からの情報で発見された割合は、約 4.1%にとどまっている。学校教育相談体制の充実や外部相談窓口の周知の工夫などを通して、相談しやすい環境づくりを推進するとともに、いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるよう指導することが重要である。

さらに、平成 26 年度の調査では、インターネット等を通じて、自分の悪口や個人情報を書かれた子供が、抽出した子供全体の約 8.9%存在している。こうしたことから、学校と家庭、地域が一体となって、SNSによるいじめを防止する取組を徹底することが求められている。

また、小・中・高等学校における暴力行為は、平成 26 年度は合計 1,979 件であり、減少傾向にはあるものの、引き続き、暴力は絶対に許されないという指導を徹底するとともに、教員がスクールカウンセラーの協力を得て、子供の気持ちを受け止めながら、子供自らが感情をコントロールできるように支援する取組を推進することが必要である。

【施策の必要性】

「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、東京都は、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき、都教育委員会が「いじめ総合対策」を策定した。これらの規定や施策に基づき、全ての学校において、学校いじめ対策委員会の設置や学校いじめ防止基本方針の策定等を通して、学校全体による組織的な対応を推進してきた。

しかしながら、いまだにいじめにより、様々な問題が生じている。全国的には、子供たちによる暴力行為や自殺など、生命に関わる重大な事案が後を絶たない現状もある。

今後とも、子供がいじめにより命を絶つようなことが決して起こることのないよう、「学校いじめ対策委員会」の機能を強化し、全教職員による組織的な取組の徹底を図ることが急務である。

また、子供たち同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を充実させる必要がある。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携など、「学校サポートチーム」を有効に活用しながら、子供たちや家庭に対して効果的な支援を行うことが求められている。

【施策の内容】

- 「いじめ総合対策」に基づき、各学校における組織的な取組を着実に進めるとともに、いじめの問題を形骸化させない取組を推進する。また、区市町村教育委員会とも連携し、学校の取組状況及び達成状況を踏まえ、いじめ総合対策の見直しを図る。
- 道徳の時間や特別活動をはじめ、あらゆる教育活動を通して、いじめや暴力行為は、絶対に許されない行為であることや、集団や社会の一員として法やルールを守って行動しなければならないことなどについて、指導の徹底を図る。
- 子供たちが、いじめや暴力行為を見て見ぬふりせず、主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための指導の充実を図る。
- 「学校いじめ防止基本方針」において、「学校いじめ対策委員会」の役割と具体的な取組を明確にするとともに、全ての教職員により、いじめ防止等の対策に関する組織的な取組が確実に実施されるよう、校内研修等の充実を図る。
- スクールカウンセラーの勤務日数等の拡充により、学校教育相談の一層の充実を図るとともに、子供たちへの面接やアンケート等の効果的な実施を通して、いじめや暴力行為等について、学校全体で、子供が相談しやすい環境づくりを推進する。
- 教職員が、家庭、PTA、地域住民、関係機関等と緊密に連携して、子供たちの生活全般に関する不安や悩みを把握し、必要な対応を行うことができる支援体制を構築するとともに、子供理解に関する教職員研修を充実させ、子供の自殺防止の徹底を図る。
- いじめに関する専用情報サイト・アプリを開発するなど、子供から大人までを対象に、いじめ防止に向けて主体的に行動することを促すとともに、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。

- 子供たちの問題行動等に対して、教職員だけでは解決が困難な事案に対応するため、スクールソーシャルワーカー等外部人材の配置を拡充するとともに、地域住民や関係機関の職員等から構成される「学校サポートチーム」の機能強化を推進し、学校の指導力・対応力の向上を図る。

【施策の必要性】

情報社会の進展に伴い、子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、児童・生徒にとって、有害な情報を含んだ様々なサイトの濫立や、不適切な書き込みが後を絶たないなど、憂慮すべきインターネット環境にある。こうした環境においては、児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得ることから、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもち、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、情報機器の使用による健康との関わりを理解する力を身に付けさせることが必要である。

とりわけ、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、児童・生徒が、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の利用などを通じて、長時間利用による学習への弊害や陰湿ないじめの温床となるなどの新たな問題が生じている。こうした問題に対応するため、SNSについてはルールを策定するなど、適正な使い方の啓発等を強化する必要がある。

【施策の内容】

- 都独自のルール「SNS東京ルール」により、学校、家庭、民間事業者等が一体となって、子供たちの適正なSNS利用に向けた取組を推進する。
- 学校非公式サイト等の監視を通し、問題への早期対応、未然防止を実現するとともに、児童・生徒の情報モラルを高めるため、インターネットの適正な利用について指導するための教材等を民間事業者等と連携して作成・活用する。

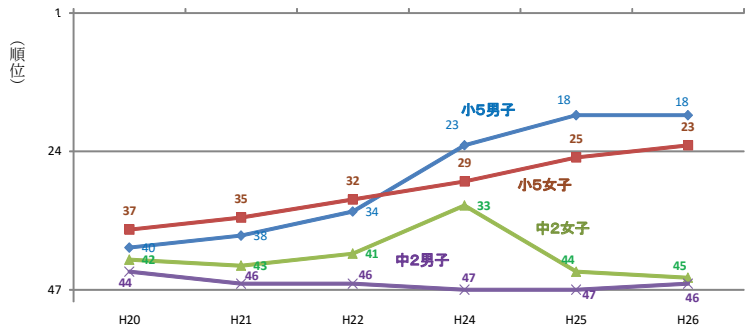
取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

現状と課題

子供の体力低下が言われて久しいが、全国の児童・生徒の体力は、昭和60年頃と比較すると、依然低い水準となっている。全国的な体力の低下傾向は、児童・生徒の日常の生活における活力にも影響を及ぼしており、特に運動をしないのに疲れを感じる児童・生徒は、学年が進行するに従い増加する傾向が見られる。

また、東京都の体力テスト合計点の都道府県別順位（全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より）が、小学生は改善傾向にあり全国平均程度まで回復したものの、中学生は依然として全国最低水準にとどまっている。

体力・運動能力調査における東京都の順位の推移

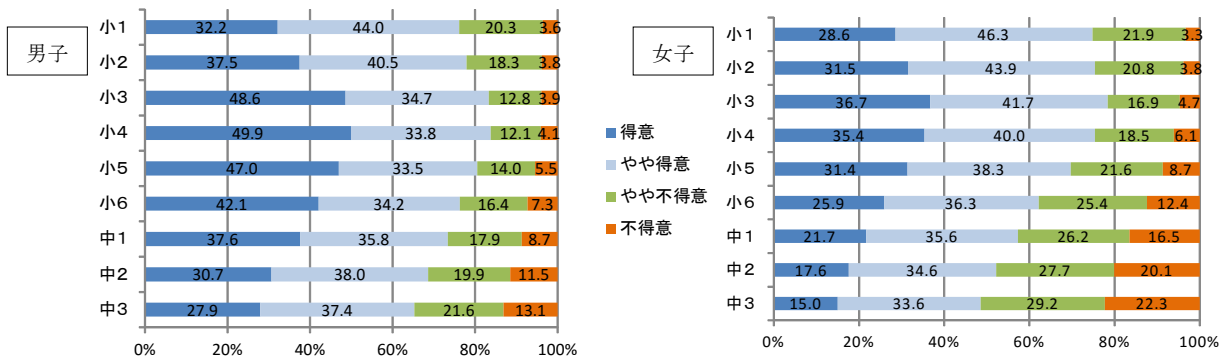


「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」(文部科学省)より作成

体育の授業以外で運動をしない児童・生徒の割合は、小学校6年生男子で約5%、中学校3年生男子で約10%、高校3年生男子で約24%と学年が進行するにつれて増加し、女子はその傾向が更に強い。運動に対し、苦手意識をもつ児童・生徒は学年が進行するに従い増加する傾向にあり、中学生では男子の約3割、女子の約5割、高校生では男子の約4割、女子の約5割が苦手意識をもっている。都立高校生(全日制)の運動部活動加入状況は約5割であり、中学校における運動部活動の加入率約6割に比べて低い。また、競技力の高い中学生は、環境等の整った私立高校に進学する傾向があり、全国大会に出場する高校生のうち都立高校生の割合は約1割である。

東京2020大会を迎えるに当たり、開催都市にふさわしい、運動に親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全ての子供たちの運動への興味・関心を高め、基礎的な体力の向上を図ることが重要である。

運動やスポーツをすることは得意ですか



「東京都体力・運動能力、運動習慣等調査結果」平成27年(東京都教育委員会)

また、新たな感染症の発生や食物アレルギー疾患の増加、集団への不適応、拒食症、うつ状態など、児童・生徒が抱える心身の健康課題も多様化している。

児童・生徒に対し健康診断、相談・保健指導などの支援を行うとともに、健康の保持・増進について自ら考え行動できる力を育成することが重要である。

【施策の必要性】

科学技術や高度情報化の進展に伴う生活の利便化によって、日常生活における身体活動がますます減少していくことを考えると、一人一人が主体的に運動に取り組むことの必要性は、これまで以上に高まる。生涯にわたって運動に親しんでいくためには、乳幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させて基礎体力を十分に高めていくことが重要である。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、一部の種目を除き全般的に全国平均を下回る現在の東京都の児童・生徒の体力・運動能力を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均程度まで向上させることを目標としている。

また、東京 2020 大会を機に、子供たちが、様々な運動を体験することは、フェアプレーやチームワークの精神、相手を思いやる心を身に付けるとともに、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養い、心身ともに健全な人間へと成長するなど、大きな意義がある。

さらに、運動部活動は、運動に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。また、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育て、人格を形成していく上でも有効である。

【施策の内容】

- 「アクティブプラン to 2020」－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）－に基づき、学校体育の充実、生活習慣・運動習慣の改善、競技力の向上、体力向上のための体制整備等について具体的な取組を推進するとともに、社会全体で東京都の子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。
- 都内公立学校の全ての児童・生徒を対象とした、体力・運動能力及び生活習慣・運動習慣の実態を把握するための調査を継続して実施し、その結果を子供たち一人一人に還元することで、目標をもって体力向上に取り組むことができるようにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。
- 小学校の中から健康教育を中心とした体力向上、健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や栄養、運動、休養の健康三原則に係る保健指導等を実践し、その成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。
- 全ての中学校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、体力向上に向けた取組を充実する。
- 中学校の中から特に体力向上に先進的に取り組む学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的取組を研究開発するとともに、成果を広く発信することを通して中学生の体力向上を図る。
- 東京 2020 大会の開催を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を、「スポーツ特別強化校」と指定し、都立高校運動部活動の活性化と競技力の向上を一層推進する。

【施策の必要性】

子供たちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となる。体力向上に向けた取組とともに、子供たちが自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要である。また、家庭に対し、生活習慣づくり等の基礎を培う乳幼児期からの子供の教育の重要性の普及・啓発に取り組み、「早起き、早寝、朝ごはん」など基本的な生活習慣を子供たちに身に付けさせることは、健やかな体をつくる上で重要である。

【施策の内容】

- 「都立学校における健康づくり推進プラン」に基づき、児童・生徒の健全な心と体の育成を図るとともに、医師会、学校歯科医会、学校薬剤師会等との連携による、専門的な科学的知見を踏まえた健康教育を推進する。
- 学習指導要領において、学校における食育の推進が体育・健康に関する指導の一環として位置付けられていることを踏まえ、教科横断的な指導として学校の教育活動全体を通じて食に関する指導を行う。また、家庭と連携した食育の推進に取り組む。
- 全ての教員にアレルギー疾患に関する正確な知識を身に付けさせ、学校において適切に対応する体制を確立する。

取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

現状と課題

学術、文化、経済など様々な分野でグローバル化が進展している中、東京が将来にわたり発展していくためには、多様な文化を受け入れ、東京に暮らす全ての人々が分け隔てなく自己の能力を発揮できる社会を作り上げていく必要がある。

これはまた、年齢、国籍、文化の違いや障害の有無などにかかわらずあらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活する共生社会を実現していくことでもある。ちなみに、内閣府が平成27年度に実施した東京オリンピック・パラリンピックに関する調査によれば、開催で期待される効果では障害者への理解の向上が最多数であった。

こうした時代を生きるこれからの子供たちには、自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観をもつ人々と協力・協働しながら課題を解決する力が求められる。

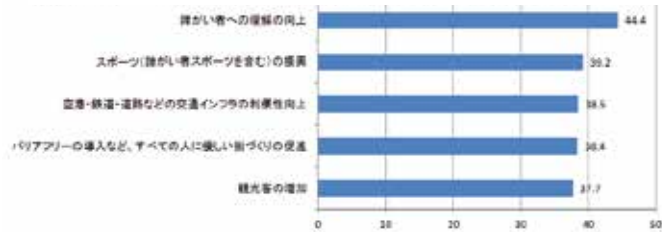
また、多くの外国人と交流する機会が増えていく中、臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や日本人としてのアイデンティティをしっかりとち、豊かな国際感覚を醸成する必要もある。

しかしながら、平成23年度に実施した都の調査では、児童・生徒の自己評価は学年が上がるにつれて低下傾向にあり、また、平成25年度に実施した内閣府の調査によれば、日本の若者は諸外国と比べ、ボランティア活動への興味が低い。さらに、中国をはじめとする諸外国では、海外へ留学する学生等は増加する傾向にある一方、我が国においては、その数は減少している。

このように、今後子供たちに求められる姿と現状との隔たりは、我が国の初等中等教育の大きな課題の一つである。

オリンピック・パラリンピック開催で期待される効果

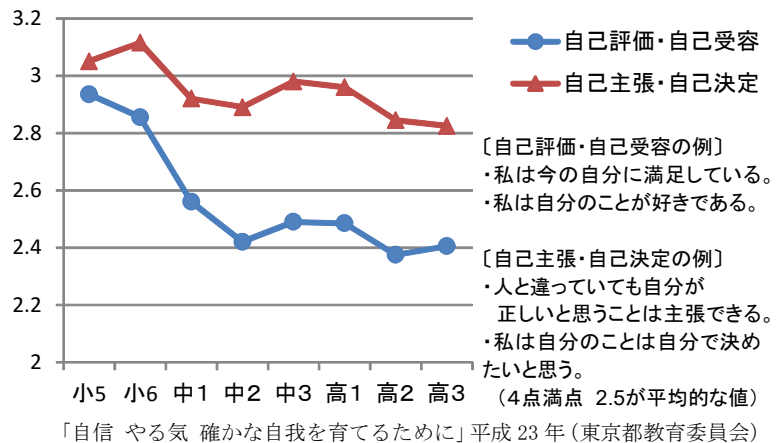
(上位5項目：選択者の割合(%))



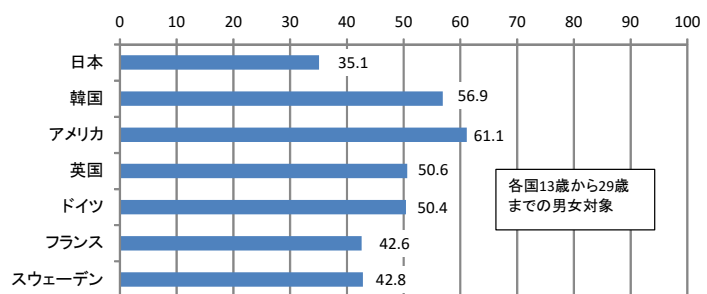
「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」

平成27年(内閣府)

自尊感情測定尺度による東京都における子供の自尊感情の傾向結果



ボランティア活動に興味があるという回答の割合 (%)



「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」平成25年(内閣府)

【施策の必要性】

これまで、オリンピック・パラリンピックは、開催都市と国に大きな社会変革をもたらし、とりわけ若者や子供たちを鼓舞し、勇気と感動を与えてきた。

オリンピック憲章では、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものであるとしている。そして、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることを目的としている。

一方、パラリンピックは、スポーツを通じて障害者に対する社会意識の向上を促す役割を果たすこと、全ての人が尊重され、平等な機会を得られるような公平な社会を目指すこと、パラリンピックの選手が最高レベルの競技スポーツに取り組めるようにすることを目的としている。

これらは、豊かな情操と道徳心、自主・自律の精神、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める教育基本法の「教育の目標」や学習指導要領の理念にも相通ずるものである。

このため、東京 2020 大会を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を全校で展開することとする。これにより、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを子供たち一人一人の心と体に残していく。

東京都におけるオリンピック・パラリンピック教育では、①自らの目標をもって自己を肯定し、自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間、②スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間、③日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間、④多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間を育成していくことを目指していく。

【施策の内容】

- 都教育委員会が定めた「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の四つのアクションとを組み合わせた多彩な教育プログラム（以下「4×4の取組」という。）を推進する。
- 「4×4の取組」を展開することで、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせていくことが可能となるが、特に、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の五つの資質について重点的に育成する。
- 都教育委員会が作成する学習教材等を活用し、全ての教育活動の様々な教育実践に関連付け、学校全体で組織的・計画的に展開する。この際、保護者や地域住民の参加を促す取組や、学校と家庭とが連携できる学習方法などを積極的に取り入れる。

- 地域清掃、地域行事やスポーツ大会、地域防災、障害者・高齢者施設等でのボランティアなど、これまで各学校が取り組んできた社会奉仕の精神を養う取組を充実させた「東京ユースボランティア」事業を推進し、子供たちにボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めていく。また、中学生や高校生が自ら積極的に地域のボランティア活動やスポーツ大会の運営ボランティアなどに登録できるような仕組みを構築する。
- これまで各学校で取り組んできた、共生社会における自らの関わり方や思いやりの心の育成など、障害者理解教育の取組を充実・拡大する「スマイルプロジェクト」や、障害者スポーツを体験する活動、パラリンピアンとの交流等を通じ、障害者理解の促進を図る。
- 子供たちがアスリート等と直接交流する「夢・未来プロジェクト」を通じて、オリンピック・パラリンピックの理念や価値を理解し、スポーツへの関心を高め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培う。
- 東京ならではの国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」を通じ、子供たちが複数のオリンピック・パラリンピック参加国・地域について学習・体験する機会をつくり、異文化を理解し、自他を認め合う心を育成する。
- 障害者スポーツの普及啓発を図るため、関係機関と協力し、特別支援学校の体育施設の活用を促進する。

取組の方向7 教員の資質・能力を高める

現状と課題

教育の成否は子供たちの教育に直接携わる教員にかかっており、その質と数の充実は最も重要な課題の一つである。

都においては、大量退職、大量採用が続く、経験豊かな教員が現場から去る一方で若手教員が増加しており、経験の浅い教員も重要な校務分掌を担わなくてはならない状況が生じている。そのため、採用後すぐに教員としての職責を果たすことができるよう、養成段階において、実践的な指導力など、教員として求められる力を身に付けさせなければならない。

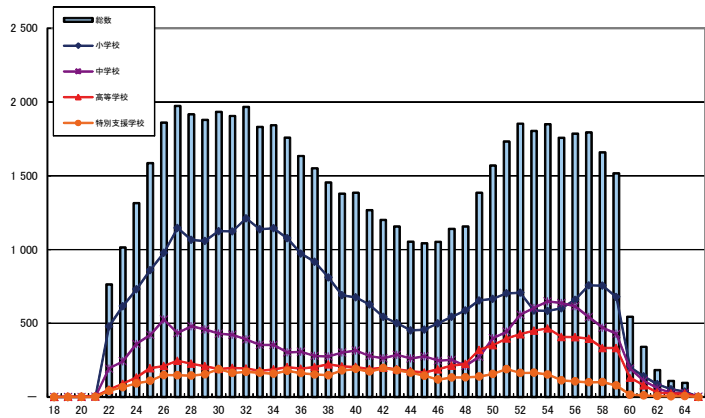
採用段階においては、全国的に採用者数が増加し、特に大都市圏において応募者の獲得競争が激化する中で、一定の応募者数を確保して競争性を担保し、その中から教員としての資質・能力を有する者を確実に選抜していかなくてはならない。さらに、育成段階においては、ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の増加により、学校全体の指導力の低下が懸念される中、現職教員が教育のプロとして必要とされる資質・能力の向上を図ることは、重要な課題である。

また、複雑化、多様化する学校を取り巻く課題に対し、学校が組織的に課題解決に当たることができるように、初任時（新規採用時）から組織人としての認識をもたせるなど、若手教員を確実に育成することが必要である。

教育管理職については、教育管理職選考受験者数が減少する中、受験者を確保し、管理職としての資質・能力を持った優秀な人材を選考し、育成していくことが課題である。

一方、精神疾患による休職者数は、平成20年度をピークに高止まりであり、他道府県と比較して、依然高い発生率で推移している。精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気づきにくく、本人が不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向がある。このため、こじらせてしまったり、病気休業に入る直前になって受診したりすることが少なからず見受けられる。よって、今後も管理職も含めた教職員に対する「早期発見」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る必要がある。

都内公立学校年齢別教員数（平成27年5月1日現在）



「公立学校統計調査報告書」平成27年（東京都教育委員会）

【施策の必要性】

教員の大量退職、大量採用が続き、ベテラン教員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況がある。その中であって、新規に採用される教員に対し、教育に対する熱意と使命感はもとより、豊かな人間性と組織人としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成するために、採用前からより実践的な指導力等を身に付けることができる機会を提供する必要がある。また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するとともに、「世界で活躍できる人材の育成」などの課題に、的確に対応していくため、選考内容・方法の改善に継続的に取り組む必要がある。

【施策の内容】

- 「小学校教諭教職課程カリキュラム」(※3)に基づき、教育実習等の評価を行うとともに、カリキュラムの内容の定着度を検証する採用選考を実施することにより同カリキュラムの普及を図る。また、「東京教師養成塾」において、実践的な指導力や柔軟な対応力、組織の一員としての自覚など、即戦力として活躍できる高い志をもった教員を学生の段階から養成する。
- 全国の教員養成課程を有する大学において、教員採用に係る説明会を実施し、各大学に対し選考状況のフィードバックを行うことなどにより、都への受験を促すとともに、連携を強化し、更に優秀な人材を確保する新たな取組を検討する。
- 平成32年度からの小学校の英語教科化に伴う平成30年度からの先行実施に向け、英語の専門性の高い人材を確保するため、平成28年度に実施する教員採用候補者選考から小学校全科（英語コース）を募集する。
- 世界で活躍するグローバルな人材の育成に向け、英語教育の一層の充実を図るため、教員採用選考における英語の実技試験の内容を改善し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能に優れた人材を確保する。

(※3)「小学校教諭教職課程カリキュラム」は、大学における学部段階で学生に身に付けさせておく必要があり、東京都の小学校の教員として最低限必要な資質・能力を示したものである。

【施策の必要性】

学校組織を構成する教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成が必要である。

児童・生徒の個に応じた教育を推進するためには、教員が「プロ意識」をもって児童・生徒一人一人の可能性を見出し、それを高めようとする強い情熱が必要である。そのために、学校全体で個々の児童・生徒の課題を共有するとともに、教員が相互に競い合い自己研鑽しながら授業力や教科等の専門性を高め、成長していく組織風土を培う必要がある。さらに、産業構造が変化し、科学技術が進展する中で、将来、世界で活躍できる若者など、社会が求める人材を育成することのできる専門性の高い教員の育成が必要である。

関係法令の改正など社会状況が変化し、教職員の非違行為も多様化し、これまでの標準例では対応できない事故が増加している。非違行為に公正かつ厳格に対応するとともに、教職員へ注意喚起し事故を予防する必要がある。

【施策の内容】

- 教職経験に応じた研修である「採用前実践的指導力養成講座」「東京都若手教員育成研修」「東京教師道場」「10年経験者研修」及び「喫緊の教育課題に関する研修」の研修内容を充実し、授業力などの資質・能力に関して、全ての教員に対しその経験に相応な力を育成する。
また、現職教員を教職大学院に派遣し、教科等の専門性と学校経営・教育行政の視点からの研究を行わせ、各地域、学校における指導的役割を担う教員として育成する。
- 「学校管理職育成指針」、「教員人材育成基本方針」及び「OJTガイドライン」(※4)等を活用し、区市町村教育委員会及び学校経営支援センターと連携の上、都内全ての公立学校において、意図的・計画的に教員の経験や能力、職層に応じた育成を図っていく。
- 教育管理職や主幹教諭、主任教諭等を対象とした職層研修では、より実践的な力が身に付くよう具体的な事例に基づく演習を多く取り入れるなど、研修内容を一層充実させることにより、それぞれの職層ごとに求められる資質・能力の向上を図る。
- 学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭を活用し、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図る。
- 実践的な研究活動により、教材研究や指導方法の工夫・改善などに取り組む教育研究員の研究内容を充実させる。さらに、教科の専門性の一層の向上、教科の指導的役割を担う人材を育成するために研究開発委員会等の制度を構築し、東京教師道場修了者、教育研究員修了者等から研究開発委員を募り、開発的研究を実施するとともに、教員研究生の研究内容のより一層の充実を図る。
- 専門性向上研修では、教員一人一人が、基礎的・基本的な力を身に付ける段階、若手教員を育成する力を高める段階、身に付けた専門性を学校や地域に還元できるようにする段階の3段階の到達目標を設定し、教育実践に役立つ実効性のある研修を通して、授業力や生活・進路指導力等を高めることをねらいとして実施する。

- 教員の海外派遣研修の拡大や青年海外協力隊等への参加促進など、国際的視野を身に付けた教員を育成する取組を推進する。
- 専門高校において、職業人として求められる技術・技能の高度化に対応し、生徒に実践的な技術・技能等を確実に習得させることができるよう、教員の技術研修プログラム等を構築し、計画的に、専門的指導力・技術力の向上を図る。
- 部活動の在り方を見直し、部活動の一層の振興を図るとともに、体罰を含めたサービス事故再発防止研修や体罰を指導の手段とする誤った認識を改めるための「指導方法・意識改善プログラム」を実施することなどにより、体罰を根絶する。
- サービス事故の多様化や、教職員の非違行為に対する社会の見方が一層厳しくなっている状況等を踏まえて新たに改正した教職員の主な非行に対する標準的な処分量定に基づき、教職員の更なる自覚を促し、サービス規律の徹底を図る。
- メンタルヘルス対策について、予防の観点からストレスチェック等の実施、相談業務の充実とともに、新任副校長を対象とした健康相談とカウンセリングを併用した研修を実施する。また、職場復帰に際しては、職場復帰訓練機関である「リワークプラザ東京」を活用することにより、円滑な職場復帰を支援し、再度休職することを予防する。

(※4) OJT (On the Job Training) は、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組である。「OJTガイドライン」は、学校においてOJTを効果的に進めるための具体的な取組等を示している。

【施策の必要性】

現在、教育管理職選考の有資格者となる 30 歳代後半から 40 歳代までの教員が、採用者数の少ない時期に任用された世代に当たることもあり、選考受験者数は少なくなっている。また、若手教員に学校経営を担う意識が十分に育っておらず、副校長等の多忙な姿を見て、管理職の仕事に魅力を見いだせない状況がある。

今後、意欲と能力を有する教育管理職受験者を確保するためには、管理職としての資質・能力を有する人材を掘り起こし、計画的に育成するとともに、管理職の職務と家庭生活を両立できるよう支援していくことが重要である。

さらに、教育管理職には、「学校経営力」、「外部折衝力」、「人材育成」、「教育者としての高い見識」の四つの力が重要であり、これらの能力を高める組織的、計画的な取組が必要である。

【施策の内容】

- 各地区等で中核となって活躍する管理職を若手教員のうちから計画的に育成するため、平成 26 年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座、学校リーダー育成特別講座）の受講者を拡大するなど、研修の更なる充実を図る。また、若手からミドルリーダー層に至るまでの教員に、学校マネジメント能力の育成を図る研修を体系的に実施する。
- 困難な教育課題への対応力を向上するため、教育管理職候補者及び指導主事を教職大学院へ派遣し、確かな指導理論と優れた実践力及び応用力を身に付けさせる。また、指導主事等を海外の大学院等へ派遣し、海外の教育事情等の調査研究を通して、資質能力の向上を図る。
さらに、昇任直後の副校長に対して実施している経営力アップ研修等の充実を図る。
- 校務を組織的かつ横断的に調整する経営支援組織設置校の拡大やモデル事業の実施等、小・中学校における校務改善の取組を推進することにより、学校経営の要である副校長の負担軽減に取り組むとともに、主幹教諭及び主任教諭等の学校マネジメントに対する理解促進を図る。
- 副校長の負担軽減に向けた取組の一つとして、65 歳以上の元教育管理職を一般職非常勤職員（学校経営支援員）として積極的に任用していく。
- 退職した教育管理職が長年培ってきた知識や経験等を活用していくため、小・中学校を中心に、退職した校長及び副校長を引き続き管理職として積極的に再任用する。
- 女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。また、女性管理職のロールモデル集を作成・配布して、キャリアアップの意欲向上を図る。
- 教育管理職 B 選考の受験有資格者となる主幹教諭層の拡大を図るため、主幹教諭の配置基準の弾力的な運用等により、意欲と能力のある教員の主幹教諭への登用を促進する。
- 管理職受験への意欲醸成と受験者確保について、新たな取組を検討する。

取組の方向8 質の高い教育環境を整える

現状と課題

学校は保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場となるよう、質の高い教育を提供する必要がある。

近年の我が国の高校教育や都政の動向を見ると、高大接続改革及び次期学習指導要領に向けた検討の進展、東京 2020 大会の開催決定、東京都教育施策大綱の策定など、都立高校の教育活動に影響を及ぼす変化が色々と生じている。都立高校が都民の期待に引き続き応えていくためには、これまでの枠組みにとらわれない広範な取組を展開していく必要がある。

また、東京都の特別支援教育は、平成 22 年 11 月に策定した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため規模と配置の適正化を図るとともに、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部就業技術科と職能開発科を設置し、職業教育や就労支援を充実するなどの推進を図っている。

さらに、平成 17 年の発達障害者支援法施行や平成 19 年の学校教育法の一部改正により特別支援教育の対象となった発達障害についても、全ての小学校での特別支援教室設置に向けた区市町村への支援など、公立学校における発達障害教育の取組を進めている。

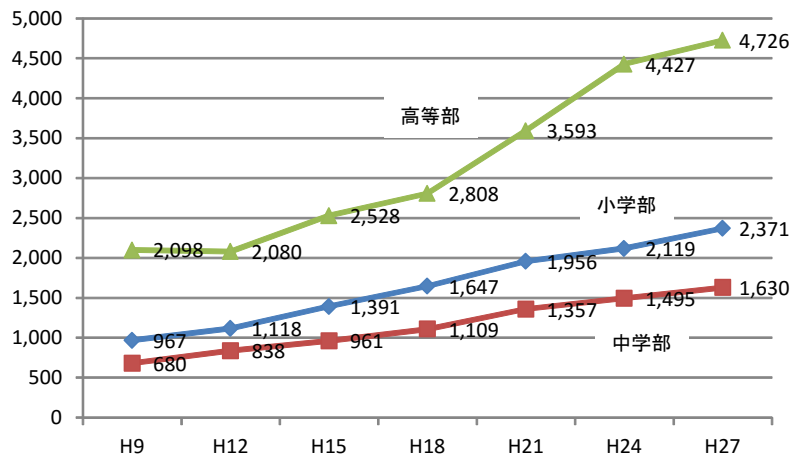
平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」も施行され、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒をはじめ、全ての障害のある児童・生徒等の将来の自立と社会参加を実現するため、今後、特別支援教育の更なる充実が必要である。

一方、社会の様々な分野においてグローバル化が進み、社会状況が大きく変化する中で、学校が直面する教育課題も複雑化、多様化している。社会状況の変化を踏まえ、教育課題を迅速かつ的確に解決していくためには、学校は組織体として課題解決に当たらなければならない。

そのためには、校務改善を更に推進するとともに、各職層の教員がその職責を十分に果たしていくことが必要である。

また、一層複雑・多様化する課題の解決には、教員のみならず、専門性を備えた多様な人材を学校において活用していくことも必要である。

都立特別支援学校（知的障害教育部門）在籍者数の推移



「公立学校統計調査報告書」（東京都教育委員会）より作成

【施策の必要性】

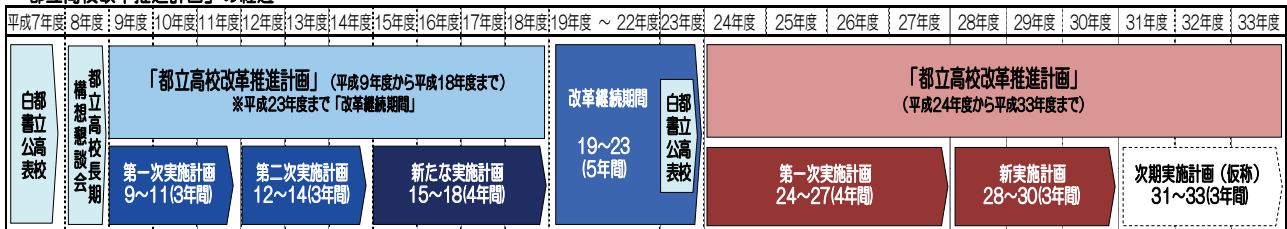
大学入試改革及び次期高等学校学習指導要領への対応、グローバル人材の育成に向けた取組の強化、ニート、フリーターなどの若年者の就業問題の解決に資する取組の推進など、都立高校を取り巻く新たな課題に的確に対応していくためには、平成 28 年 2 月に策定した都立高校改革推進計画・新実施計画（※5）を着実に推進することにより、教育内容や教育環境の更なる充実を図る必要がある。

【施策の内容】

- 東京 2020 大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化が進む社会で活躍できる人間を育成する（次代を担う社会的に自立した人間の育成 取組例：個の状況に応じた学力向上の支援、英語教育推進校の指定、主権者意識の醸成など）。
- 生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科改善等に加え、新たな学校の設置に取り組む（生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進 取組例：小中高一貫教育校の設置、チャレンジスクールの新設・規模拡大など）。
- 質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備する（質の高い教育を支えるための環境整備 取組例：学校経営指標による組織的な学校経営の支援、都教職員研修センターにおける教員の研修内容の充実など）。

（※5）都立高校改革推進計画は、これからの都立高校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り今後の展望を明らかにする総合的な計画として平成 24 年 2 月に策定したもので、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間で計画期間としている。なお、平成 28 年 2 月に計画を一部改定している。

「都立高校改革推進計画」の経過



【施策の必要性】

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制を整備するなど、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（※6）を着実に推進することにより、全ての学校における特別支援教育の充実を図る必要がある。

また、東京都発達障害教育推進計画（※7）に基づき、公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う必要がある。あわせて、発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡充が求められている。

【施策の内容】

- 知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応するため、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、知的障害特別支援学校の新設や増改築等を計画的に進め、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図る。
- 障害の重度・重複化や多様化などに適切に対応するため、複数の障害教育部門を併置する学校の開設や外部専門家と連携した体制の構築など、必要な教育環境を着実に整備する。
- 個別指導計画等に基づく適切な指導と支援を充実させるとともに、特別支援学級の教育課程の研究・開発に取り組む。
- これまでの東京都特別支援教育推進計画による取組の成果や国の障害者施策の動向を踏まえ、現計画に引き続く新たな特別支援教育推進計画の策定を検討する。
- 公立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒一人一人が抱える学習面・行動面での困難を、より効果的に改善・克服するため、区市町村との緊密な連携の下、全ての小・中学校における特別支援教室の設置促進に向けた取組を行う。
- 都立高校において、発達障害の生徒一人一人の障害の状態はもとより、各校の実態に応じた指導・支援の充実に向け、学校外で特別な指導・支援を行える環境を整備する。また、自己の障害に関する理解や社会性の向上を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科「社会人としての意識と行動（仮称）」の研究開発等に取り組む。
- 障害のある児童・生徒がもつ芸術的才能を見だし、広く都民に紹介するため、都立特別支援学校の児童・生徒が制作した優れた芸術作品を展示する展覧会「アートプロジェクト展」を開催する。

（※6）東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画は、これからの東京都における特別支援教育の推進の方向性について全般的な視点に立って展望を明らかにした総合的な計画「東京都特別支援教育推進計画」における、平成23年度から平成28年度までの実施計画として平成22年11月に策定した。

（※7）東京都発達障害教育推進計画は、児童・生徒の発達段階や障害特性に応じた指導・支援や、小・中学校及び高校での一貫性のある継続した教育などへの対応、教育と保健・医療・福祉・労働との連携等について検討し、発達障害教育の充実に必要な具体的な施策を盛り込んだ、都における今後の取組を明らかにする発達障害教育に関する総合的な計画

【施策の必要性】

学校が直面する様々な課題に対し、教職員が組織的に対応するとともに、効率的な学校運営体制を実現することにより教育の充実を図るため、更なる校務の改善が必要である。

とりわけ、子供や学校を取り巻く状況が一層複雑化・多様化していることから、様々な専門性を持ったスタッフと連携するなど、学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現する必要がある。

また、地域人材の参加を促進し、地域全体で教育活動の質的向上を図ることも重要である。

【施策の内容】

- 公立小・中学校において、校務を組織的かつ横断的に調整する経営支援組織設置校の拡大を図るなど、校務改善の取組を支援していく。また、都立高校において、教員が生徒と向き合う時間の確保など、課題の解決に向け、学校における調査・報告業務の縮減などについて検討する。
- チームとしての学校の在り方について、国では中央教育審議会の答申を受け、法改正等を検討している。こうした動向を踏まえ、チームとしての学校が機能するよう、専門性をもったスタッフの活用や地域との連携による「東京都版チーム学校」について、多面的な視点から今後の学校運営の在り方を検討する。

【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了した。また、区市町村立小・中学校等においては、平成 27 年 4 月 1 日現在、耐震化率は 99.7%となっている。

学校施設が、発災時において、児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び区市町村立小・中学校等における震災対策の推進が必要である。

また、全都立学校に導入した I C T 機器を効果的に活用し、教員による「よくわかる授業」を実現するとともに、児童・生徒の興味・関心を引き出し、協働学習等により思考力・判断力・表現力を伸ばせる I C T 環境を整備する必要がある。さらに、校務情報の一元化により業務の効率化を図るための仕組みが必要である。

都立学校及び区市町村立小・中学校における普通教室への冷房設備の整備は既に完了しているが、夏季における良好な教育環境を確保するためには、実験・実習等を行う特別教室についても、冷房化を進めていく必要がある。

【施策の内容】

- 都立学校において、天井材、照明器具、外壁等の非構造部材の耐震化を計画的に実施する。また、区市町村立小・中学校等の非構造部材の耐震化支援を引き続き実施する。
- 児童・生徒が主体的に I C T 機器を活用できるよう、都立学校では、学級等で一人一台利用可能なタブレット P C の配備を計画的に進める。また、教職員一人一台の T A I M S（東京都高度情報化推進システム）端末配備の環境を活用した成績処理推奨ファイルと成績等管理サーバによる成績情報の一元管理や全都立学校に在籍する児童・生徒の指導要録の電子化を引き続き推進する。
- 都立高校の理科系実験室、美術室、工芸室、調理室、被服室及び都立特別支援学校の全特別教室への冷房設備の整備を計画的に進める。また、区市町村立小・中学校についても、都立高校の整備対象教室に合わせて、冷房化を促進するため、整備経費の補助を行う。
- 都立学校における校庭芝生化事業を継続的に推進する。また、公立小・中学校の校庭芝生化や校舎の屋上・壁面緑化についても、工事費や維持管理費の補助を継続する。

取組の方向9 家庭の教育力向上を図る

現状と課題

平成26年度の東京都の調査では、「世の中全般に家庭の教育力が低下しているか」という問いに、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した割合は約88%も占めている。その理由として、「親自身にルールが身に付いていない」、「責任感がない」などのほか、「家族と一緒に過ごす時間がない」、「自らの生活を重視し、教育がおろそかになっている」といった回答が上位に挙げられている。

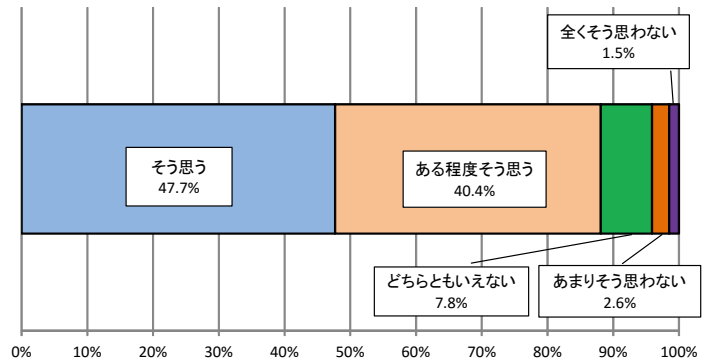
このように子供の家庭における成育環境が大きく変化している背景として、核家族化が挙げられる。東京都における世帯構成を見ると、親族のみの世帯に占める核家族世帯の割合は91.7%となっている。

また、近年、子供の貧困率（平成24年16.3%）が増加しているという現状もあり、このことも背景の一つと考えられる。政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく（2010年OECD加盟国34か国中25位：平成25年国民生活基礎調査）、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体として低い水準（90.8%：平成25年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ）である。このため、国においても、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるなど、その対策が進められている。

教育課題だけではなく社会全体の課題が複雑、多様化する現代において、教育は学校のみならず、家庭との連携を図りつつ行われることが重要である。とりわけ、家庭で行われる日常の活動による教育効果は大きく、社会全体の変革にもつながる期待もできる。

今後は、道徳教育、防災教育、オリンピック・パラリンピック教育など様々な教育課題に対し、家庭を巻き込んだ教育活動の推進を図っていく必要がある。

「家庭の教育力」が、世の中全般に低下していると思いますか。



「インターネット都政モニターアンケート」平成26年（東京都）

「家庭の教育力」が低下した理由は何だと思いますか。（複数回答）

親自身に正しいルールやマナーが身に付いていないから	61.5%
親自身の責任感や心構えができていないから	47.5%
家族と一緒に過ごす時間が少なすぎるから	34.6%
仕事など自らの生活を重視するあまり、家庭教育やしつけがおろそかになっているから	32.4%
親が、子供にルールやマナーを身に付けさせるのは学校の役割と考えているから	23.0%
地域社会との交流が減り、地域全体で子供の成長を見守る環境が失われたから	22.1%
祖父母の世代から父母の世代へしつけの必要性が伝えられる機会が減ったから	21.1%
親が、子供の自由に任せすぎているから	18.1%
しつけや子育ての悩みなどについて親が気軽に相談できる相手がいないから	14.0%
インターネット等でのしつけや子育てに関する情報が多すぎるから	5.9%
その他	3.4%

「インターネット都政モニターアンケート」平成26年（東京都）

【施策の必要性】

保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようにするため、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。また、児童・生徒の健全育成上の課題を早期に発見・対応し、学校生活において課題の見られる児童・生徒の立ち直りを図るためには、当該児童・生徒に直接的な対応を行うとともに、その保護者への支援を教育と福祉の両面から行う必要がある。

【施策の内容】

- 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー等が、保護者への支援など児童・生徒が置かれた環境へ働き掛ける仕組みを、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できる体制の構築を目指す。
- 「家庭と子供の支援員」を配置し、教員とともに家庭訪問等を行い、子供の問題行動等に適切に対応する。あわせて、保護者の不安や悩みを解消することにより、子供の立ち直りを支援する。また、対応が困難なケースへの専門的な助言を行うため、精神科医や臨床心理士などを「スーパーバイザー」として学校等に配置する。
- 乳幼児期からの子供の教育は極めて重要であることから、子供の成長・発達段階に応じた医学等の知見を踏まえた啓発を行う。また、区市町村における家庭教育支援の取組に対して人材養成等の支援を行う。

【施策の必要性】

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナーといった人格形成の基盤となる力を育むには、学校の教育だけでは限界があり、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合い、一体となった取組を進めていくことが重要である。

【施策の内容】

- 小・中学校において、道徳授業地区公開講座の一層の充実・工夫を図るなど、各学校における道徳教育に、保護者が主体的、積極的に参加できる取組を、区市町村教育委員会と連携して推進する。
- 全ての学校において、子供たちが、防災ブック「東京防災」や防災ノートを活用し、保護者とともに学習するなど、学校と家庭が一体となった防災教育を推進する。
- 教職員が、保護者をはじめ、PTA、地域住民、関係機関と緊密な連携をして、子供たちの生活全般に関する不安や悩みを把握し、必要な対応を行うことができる支援体制を構築するなどにより、子供の自殺防止の徹底を図る。
- 東京都が策定した独自のルールである「SNS東京ルール」を踏まえ、家庭においても、保護者と子供が話し合っ「SNS家庭ルール」をつくる等、学校、家庭等が一体となって、子供たちの適正なSNS利用に向けた取組を推進する。
- いじめに関する専用の情報サイト・アプリを開発するなど、子供から保護者までを対象に、いじめの相談や暴力等の対処法を知り、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。
- オリンピック・パラリンピック教育では、ボランティアマインドの醸成や障害者理解教育などを展開する際、保護者の参加を促す取組や、学校と家庭とが連携できる学習方法などを積極的に取り入れる。

取組の方向10 地域・社会の教育力向上を図る

現状と課題

平成26年度の東京都の調査では、「世の中全般に地域の教育力が低下しているか」という問いに、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した割合は約86%も占めている。

また、子供たちがルールや社会を守れない理由として、「正しい社会ルールやマナーが身に付いていない大人が増えている」「地域に他人の子供を叱ってしつける大人が減ってきている」などが挙げられていることから、地域の教育力が低下していることが伺われる。

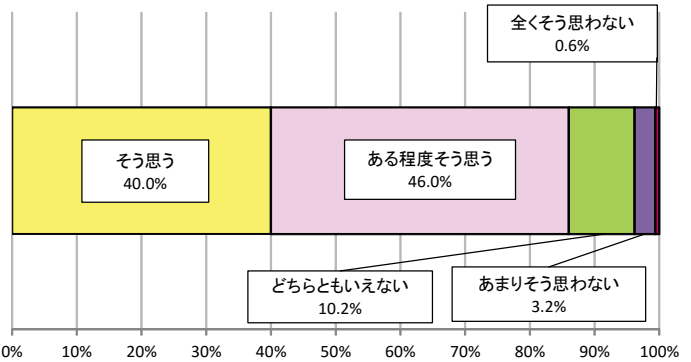
一方、地域の教育力を上げるのに有効な手立てとして、「子供たちに色々な世代との交流体験を増やす」、「他人の子供でも、地域の子、社会の子として育成するように心がける」、「学校・地域・家庭等が連携して心の教育や体験学習に取り組む」などが挙げられている。

また、多様な経験を有する高齢者を中心とした地域の人々は、地域活動や社会貢献活動に参加することを望んでおり、こうした地域貢献の意欲と熱意を顕在化させ、地域における学校教育への支援体制を構築することが、より質の高い教育を提供することになる。

さらには、学校教育への支援を通じて、支援に関わる地域住民自身が生涯を通じて学び続けることが助長されれば、生涯学習社会の一層の実現にもつながる。

今後は、児童、生徒の基礎学力の向上、道徳教育、防災教育、オリンピック・パラリンピック教育など様々な教育課題に対し、地域社会と連携した教育活動の推進を図っていく必要がある。

「地域の教育力」が、世の中全般に低下していると思いますか。



「インターネット都政モニターアンケート」平成26年（東京都）

「地域の教育力」を上げるためには、何が有効だと思いますか。

（複数回答）

子供に色々な世代との交流体験の機会を増やす	64.8%
他人の子供でも「地域の子」「社会の子」として育成するように心がける	55.7%
学校・地域・家庭等が連携して「心の教育」や「体験学習」に取り組む	51.6%
子供をできるだけ集団で遊ばせる	33.3%
その他	5.4%
わからない	4.3%

「インターネット都政モニターアンケート」平成26年（東京都）

子供達が社会のルールやマナーを守れない原因は何だと思いますか。（複数回答・上位抜粋）

正しい社会ルールやマナーが身に付いていない大人が増えているから	61.5%
悪い行為をした時に、子供を叱れる保護者が減っているから	47.5%
しつけを学校だけに任せる保護者が増えているから	34.6%
地域に他人の子供でも叱ってしつける大人が減っているから	32.4%
少子化と核家族化により、世代間や兄弟間で交流する機会が減っているから	23.0%

「インターネット都政モニターアンケート」平成26年（東京都）

【施策の必要性】

子供たち一人一人が、変化が激しく、先行きが不透明な社会をたくましく生き抜く力を身に付けるためには、社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育が提供できるようにするとともに、子供たち一人一人と社会との結び付きを強めることが必要である。そのため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要である。

【施策の内容】

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の活用や、区市町村の中学校区を基本とした「学校支援ボランティア推進協議会」設置の促進、「教育庁人材バンク」の活用を通じ、地域の実情や学校のニーズに応じた、地域等の多様な外部人材の参画による教育支援活動を展開する。
また、都立学校においては、学校運営連絡協議会の活性化により、地域社会や保護者の意見を適切に学校経営に反映させる。
- 放課後等に、大学生や退職教員等が児童・生徒への補充学習や発展的な学習を行う取組を推進する。

【施策の必要性】

子供を取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子供たちが健全に成長していくための環境づくりが必要である。特に都市化、核家族化や女性の社会進出が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で子供を見守り、健全育成を推進するためには、学校や地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが重要である。

具体的には、地域においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、子供が安全に過ごすことができる場、異年齢の友達や異世代の人々と関わり、体験活動や交流活動を行う場を確保することや、子供の学習を支援する場を確保することが求められる。そのため、授業終了後や週末などに、地域の資源や人材を活用して子供が様々な人と触れ合い、活動したり学んだりする場を拡充する等の学校と地域社会が連携した施策が必要である。

【施策の内容】

- 小学校区に「放課後子供教室」の設置を促進するとともに、地域の人材を活用した活動プログラムの充実を図り、放課後等の体験・学習活動を質・量ともに向上させる。また、障害のある児童・生徒の放課後等における交流活動や体験活動を推進する。
- 小学生中心の「放課後子供教室」、中学生中心の「地域未来塾」、高校における学び直し学習である「校内寺子屋」などにおいて、地域住民や外部人材を活用して、児童・生徒の放課後の補習等を充実させ、授業以外の場における学習支援の充実を図る。
- 小・中学校において、道徳授業地区公開講座の一層の充実・工夫を図るなど、各学校における道徳教育に、地域住民が主体的に参加したり、積極的に協力したりできる取組を、区市町村教育委員会と連携して推進する。
- 全ての学校において、地域や防災関係機関と連携し、発達段階に応じた防災教育を充実させるなど、学校と地域が一体となった防災教育を推進する。
- 教職員が、PTA、地域住民、関係機関と緊密な連携をして、子供たちの生活全般に関する不安や悩みを把握し、必要な対応を行うことができる支援体制を構築するなどにより、子供の自殺防止の徹底を図る。
- いじめに関する専用の情報サイト・アプリを開発するなど、子供から保護者や都民などの大人までを対象に、いじめの相談や暴力等の対処法を知り、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。
- オリンピック・パラリンピック教育では、ボランティアマインドの醸成や障害者理解教育などを展開する際、地域住民の参加を促す取組や、学校と地域とが連携できる学習方法などを積極的に取り入れる。

第 3 章

參考資料

東京都教育ビジョン(第3次)一部改定(案)骨子に対するパブリックコメントの結果について

1. 意見募集の結果の概要

(1) 募集期間

平成28年2月12日(金)から同年3月4日(金)まで

(2) 提出方法

電子メール、ファクシミリ又は郵送

(3) 意見の総数等

ア 項目と件数

項目	件数
1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	7
2 世界で活躍できる人材の育成	5
3 社会的自立を促す教育の推進	16
4 子供たちの健全な心を育む取組	0
5 体を鍛え健康に生活する力を培う	1
6 オリンピック・パラリンピック教育の推進	6
7 教員の資質・能力を高める	4
8 質の高い教育環境を整える	1
9 家庭の教育力向上を図る	0
10 地域・社会の教育力向上を図る	1
その他	1
合計	42

イ 属性及び人数

属性	人数
保護者	4
学校関係者	7
その他	7
不明	1
合計	19

2. 主な意見(要旨)と東京都教育委員会の考え方

分野		主な意見(要旨)		東京都教育委員会の考え方	意見者	
取組の方向	主要施策					
1	個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	「アクティブ・ラーニングなど、新たな時代を見据えた教育へと改革していく必要がある」ことが示されたことは大きな変化であるが、こうした改革を進めていくには、「カリキュラム・マネジメント」等と連動させていくことが重要である。その重要性を示すことなどにより、東京都の教育が全国に先駆けて質的な転換を具体的に果たすようにしていただきたい。	都教育委員会は、これまでも、カリキュラムマネジメントを確立していくことの重要性について各学校に周知してきました。今後、思考力・判断力・表現力及び能動的に学習に取り組む態度を育むためには、アクティブラーニング等を活用した授業展開が求められており、カリキュラムマネジメントを通して、学校全体の取組として子供たちの質の高い学びを引き出ししていくことが重要となります。このため、教育ビジョン該当箇所においてこれらを明記するとともに、各学校へ更に周知していきます。	学校関係者
2	世界で活躍できる人材の育成	5	日本人としての自覚と誇りの涵養	「4 豊かな国際感覚の醸成」がしっかり育まれれば日本文化をふりかえることになるはずであり、「5 日本人としての自覚と誇りの涵養」は不要である。削除を希望する。	世界で活躍できる人材には、高い英語力や世界で活躍しようとする意欲が求められますが、日本人としての自覚と誇りは求められる資質や能力の基礎となるとともに、他国の歴史や文化を理解し敬意を払う態度の育成につながるものです。我が国の歴史や伝統・文化を理解し尊重する態度を身に付けることを通じ、引き続き日本人としての自覚と誇りの涵養に取り組んでいきます。	その他
3	社会的自立を促す教育の推進	7	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	「社会性」と「規範意識」は同等なものではないため、並列は不自然だと思う。また、人間としての在り方・生き方に関する自覚は道徳教育だけでなく、特別活動教育が寄与するところが大きく、「特別活動」を文章に加えるべきである。	教育ビジョンの該当箇所において、「社会性」の表現を改めるとともに、「特別活動」について記載しました。	学校関係者
3	社会的自立を促す教育の推進	9	不登校・中途退学対策	本来は力を持っているにも関わらず、不登校などにより中学校で満足な成績を得られなかった生徒が高校で再スタートを切れるよう、すべての都立高校の一般入試に、一律に1割～2割の内申点不問の特別選考枠を復活させることを提案する。	平成27年度の都立高等学校入学者選抜から、中学校で身に付けるべき力を学力検査の得点と調査書点によりみることとし、全日制課程の第一次募集・分割前期募集では、学力検査の教科数を原則、5教科、学力検査と調査書点の比率を7:3とするなどの改善を行いました。 これに伴い、学力検査の得点や調査書点のみで選考を行うなどの特別選考は、改善の趣旨と異なることから廃止しました。 なお、不登校経験等のある入学希望者がより多く入学できるよう、中学校からの調査書によらない入学者選抜を行うチャレンジスクールの新設・規模拡大を図っていきます。	保護者
5	体を鍛え健康に生活する力を培う	13	体力向上を図る取組の推進	都立高校の中から、競技力の高い運動部活動のある学校を「スポーツ特別強化校」に指定することに賛成である。私学に負けない練習環境とする施設面での充実、長期的な指導を可能とする人事異動への配慮、文化部に関する特別強化校の創設を提言する。	都立高校運動部活動の競技力向上を一層推進するため、備品等の環境整備に取り組むほか、優秀な指導者(スーパーバイザー)による指導などを実施していきます。なお、教員の人事異動については、校長の人事構想に基づき異動年限を弾力的に運用しています。 文化部については、部活動推進指定校の指定などにより、部活動指導の充実を図っています。	保護者
6	オリンピック・パラリンピック教育の推進	15	オリンピック・パラリンピック教育の推進	五輪教育の歴史、意義、必要性がよく理解できない。このような教育が本当に必要なのか。何が有効なのか。	オリンピック憲章が定めるオリンピズムの理念は、豊かな情操と道徳心、自主・自律の精神、公共の精神などを定める教育基本法の「教育の目標」や学習指導要領の理念にも相通するものです。このため、東京2020大会を子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、これからの時代を生きる上で必要な資質を育成していくこととしました。	保護者
8	質の高い教育環境を整える	21	学校運営力の向上	公立小中学校における経営支援組織設置校の拡大に関し、学校の運営に係る事務職を増やす、IT関連の専門知識のある事務職を必ず置くなどの、事務的な面を手厚くしてほしい。	経営支援組織には、事務職員及び用務主事も参画することが重要です。そのため、研修等を通じた計画的かつ意図的な育成、事務マニュアル等の共有化、共通する事務の共同実施などに取り組んでいます。御意見も踏まえ、課題に柔軟に対応できる効率的な学校運営体制づくりを目指していきます。	その他
10	地域・社会の教育力向上を図る	25	地域等の外部人材を活用した教育の推進	教職員定数を増やさずに、外部人材で間に合わせてしまうというような、安易な利用であってはならない。	昨今、子供や学校を取り巻く状況が一層複雑化・多様化し、教員の専門性だけでは対応が困難になっています。外部人材の活用は、教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担しそれぞれの専門性を発揮することで、一人一人の子供の状況に応じた教育の実現を目指すものです。	その他

東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）

東京都教育委員会印刷物登録
平成28年度 第27号
（東京都教育委員会主要刊行物）

編集・発行 東京都教育庁総務部教育政策課
所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 03(5320)6708（直通）
印刷会社名 株式会社 まこと印刷

リサイクル適性[®]

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

